

## 「建設工事事故防止月間実施要領」

### 1 目的

建設現場における事故を防止するため、期間を定め職員の安全意識の高揚と受注者の安全対策の徹底を図り、工事の安全と円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 期間

平成 23 年 12 月 1 日（木）から平成 23 年 12 月 28 日（水）

### 3 対象工事

建設部所管のすべての建設工事を対象とする。

### 4 実施機関

建設部工事発注機関

### 5 重点対策項目

特に発生の多い下記の事故について、事故防止を重点的に実施する。

- (1) 墜落・転落事故
- (2) 重機作業事故
- (3) 法面崩落事故
- (4) 作業員の不注意による事故

### 6 期間中に実施する事項

各実施機関は次の事項を参考とし、それぞれ工夫して実施内容を定め、効果的に実施することとする。

- (1) 職員は、事故防止月間を示すワッペン等（別図参照）を着用する。また、事故防止についての立て看板や室内掲示等を行う。
- (2) 期間中に建設工事の関係者（発注者、受注者、市町村等）は、講習会等を行い、安全対策について周知徹底を図る。
- (3) 監督員は施工協議時において、安全管理に重点対策項目が反映されるように、特に入念に協議し指導する。
- (4) 管内の業者に月間の目的を周知し、一層の安全対策の徹底を図る。
- (5) 年末年始を控え、第三者への事故防止について十分配慮した対策を講ずる。
- (6) 労働基準監督署や建設業労働災害防止協会等と合同で現場パトロールを実施する際は、若手職員を参加させて事故防止に関する技術力の向上を図る。

### 7 事故防止月間実施についての報告

各実施機関は月間終了後、実施した事項及び結果等を、別紙様式で建設部長に報告をする。